



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年2月21日火曜日 第384号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

地籍調査の成果の認証.....（農政課）.....98

くろまぐる（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）.....98

くろまぐる（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（ " ）.....98

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防課）.....98

公共測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）.....99

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....99

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....99

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....99

医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 100

指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 100

指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 100

### 公安委員会規則

警備業法施行細則の一部を改正する規則.....（警察本部生活環境課）... 100

## 告 示

### ○愛媛県告示第173号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	西垣生地区（北部）	令和2年度から令和4年度まで	松山市（西垣生地区（北部））の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

令和5年2月21日

### ○愛媛県告示第174号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年1月愛媛県告示第58号）を次のとおり変更した。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	0.9トン	0.9トン
	7月から9月まで	4.5トン	4.5トン
	10月から12月まで	1.3トン	1.3トン

1月から3月まで	8.8トン	10.5トン
総計	15.5トン	17.2トン

### ○愛媛県告示第175号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年12月愛媛県告示第1364号）を次のとおり変更した。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（大型魚）漁業	2.0トン	1.0トン

### ○愛媛県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
惣瀬(b)421-37(1)	大洲市長浜町下須戒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	惣瀬(b)421-37(1)	大洲市長浜町下須戒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
惣瀬(c)421-38(1)	大洲市長浜町下須戒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	惣瀬(c)421-38(1)	大洲市長浜町下須戒(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天神425-27-31(1)	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	天神425-27-31(1)	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第177号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第179号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第10043号	令和3年1月13日	㈱池原工業	池原 明美	松山市平井町3588	令和5年1月13日	土木事業 とび・土工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第12689号	令和3年11月15日	㈱INOUE.KG	井上 静生	松山市土居田町26-7	令和5年1月30日	解体工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	小田河辺大洲線	大洲市森山乙437番7から 同市森山甲711番1まで	旧	メートル 5.10~9.91 及び 5.00~15.01	キロメートル 0.167 及び 0.165	
			新	5.00~7.50	0.165	

○愛媛県告示第181号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和5年1月24日から  
6月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県今治市朝倉下

○愛媛県告示第178号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年2月16日から  
3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県西予市宇和町下松葉・上松葉地区

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市森山乙437番7から 同市森山甲711番1まで	令和5年2月21日

○愛媛県告示第182号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	武 井 聡 子	東温市志津川	令和5年2月1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	三 好 徹	東温市志津川	令和5年2月1日

○愛媛県告示第183号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
柳 垣 孝 広	住 友 別 子 病 院	新居浜市王子町3番1号	宮 原 医 院	新居浜市八幡二丁目6番30号	令和5年1月1日
大 藤 佳 子	ゆりかごファミリークリニック	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田一丁目1239番地2	令和5年1月12日

○愛媛県告示第184号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
聴覚障害、平衡機能障害、音声、言語、そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 木 太 郎	東温市志津川	令和5年1月6日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月21日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（認定証の返納等の手続） 第5条 施行規則第25条に規定する認定証の返納又は届出書の提出は、認定証返納届出書（様式第4号）により行うものとする。	（認定証返納届出書の様式） 第5条 法第12条第3項に規定する届出書の様式は、認定証返納届出書（様式第4号）のとおりとする。

様式第4号(第5条関係)

省略

省略

省略

警備業法第12条第1項・第2項の規定により認定証を返納し、  
第3項 届出書を提出す。

省略	
認定証を交付した公安 委員会の名称	公安委員会
認定証の番号	第 号
省略	
認定証を返納する こととなった 事由	1 警備業を廃止した。 2 認定が取り消された。 3 認定証の有効期限が満了した。 4 亡失した認定証を発見し、又は回復した。 5 認定証の交付を受けた者が死亡した。 6 認定証の交付を受けた法人が合併により消滅した。

- 注1 省略
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 認定証を返納することとなった事由欄は、該当する番号を で  
 困むこと。
- 4 省略

様式第4号(第5条関係)

省略

省略

警備業法第12条第3項の規定により届出をします。

省略

省略			
認定証を交付した公安 委員会の名称	公安委員会	認定証 の番号	
省略			
認定証を返納する こととなった 事由			

- 注1 省略
- 2 省略

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。